2004年 4月 1日 規 程 第 12 号

目 次

第1章 総則(第1条~第9条)

第2章 本給(第10条~第18条)

第3章 給与の特例等(第19条~第22条)

第4章 諸手当(第23条~第38条の2)

第5章 雑則(第39条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学就業規則(2004年規程第2号。以下「就業規則」という。)第39条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、支給日及び計算期間)

第2条 職員の給与の種類、支給日及び計算期間は、次表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の支給日	給与の計算期間
(1)本給 (2)本給の調整額、管理職手当 初任給調整手当、扶養手当 地域手当、住居手当 通勤手当、単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 給与調整額、職務付加手当 長期在宅手当	その月の17日	一の月の初日から末日まで
特殊勤務手当(公開講座開講 手当を除く。) 超過勤務手当 休日給	翌月の17日	一の月の初日から末日まで
特殊勤務手当(公開講座開講 手当)	ーの公開講座の末日が属する月 の翌月の17日	一の公開講座の初日から末日まで
期末手当 勤勉手当	6月30日 及び 12月10日	12月2日から6月1日まで 6月2日から12月1日まで

備考 給与の支給については、支給日が日曜日に当たるときは、その前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、その前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、その翌日に支給する。

(給与の支払)

- 第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和2 2年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。
- 2 前項の給与は、原則として、職員が希望した場合は、その指定する預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(給与の計算)

- 第4条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、本給の月額に異動を生じた者には、その日から 新たに定められた本給を支給する。
- 2 職員が退職した場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は その月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日 数を基礎として日割によって計算する。
- 5 本給以外の諸手当の本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、給 与調整額(第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る)及び 職務付加手当の支給については前各項の例により支給する。

(給与の即時払)

- 第5条 職員が各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。
 - ー 退職(死亡を含む。)したとき
 - 二 解雇されたとき

(非常時払)

- 第6条 本人又はその収入によって生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず、当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。
 - ー 結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき
 - 二 病気又は災害の費用にあてるとき
 - 三 帰郷費用にあてるとき
 - 四 その他特に必要と認めたとき

(1時間当たりの給与額)

- 第7条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額(第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る)及び職務付加手当の月額の合計額を155で除して得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊 勤務手当の支給される作業又は業務に該当する場合(教員特殊業務手当については、学校の管理下において行 う非常災害時等の緊急業務に限る。)は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した 額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

(本給)

- 第10条 本給は、本給表に定める級号俸の本給月額とする。
- 2 本給表に定める最高の号俸を超えて決定する場合の号俸及び本給月額については、学長が定める。

(本給表の種類及び適用範囲)

- 第11条 本給表の種類及び各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。
 - 一 一般職本給表
 - イ 一般職本給表(一) 別表第1

- 口 一般職本給表(二) 別表第2
- 二 教育職本給表
 - イ 教育職本給表(一) 別表第3
 - 口 教育職本給表(二) 別表第4
 - ハ 教育職本給表(三) 別表第5
- 三 医療職本給表
 - イ 医療職本給表(二) 別表第6
 - 口 医療職本給表(三) 別表第7
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類し、標準的な職 務の内容は学長が定める。
- 3 就業規則第56条の規定により採用された職員(以下「再雇用職員」という。)の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる職務の級に応じた本給月額とする。

(初任給)

- 第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮する。
- 2 初任給の決定方法については、学長が定める。

(昇進)

- 第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇進させることができる。 (降格)
- 第14条 就業規則第10条第1項に該当した場合は、下位の級に降格させることができる。
- 2 就業規則第10条の2又は第10条の3第2項による降任の場合は、降任後の職務に応じ、下位の級に降格 させる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後 の職務に応じ、決定する。

(昇給)

- 第17条 職員の昇給は、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 2 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員にあっては、3号俸)とすることを標準とする。
- 3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項の規定による 昇給については、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとす る。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級の最高の号俸を超えて行うことができない。
- 第18条 (削除)

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業 規則第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、 その休職の期間中、給与の全額《労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額》を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、本 給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の 80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、本給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等(期末手当を除く。)の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の10 0分の70以内を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給 与も支給しない。

(サバティカル制度の給与)

第19条の2 職員が就業規則第23条第1項の規定によるサバティカル制度により職務を免除されているときは、その期間中、本給等及び勤勉手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

(長期研究・長期研修制度の給与)

第19条の3 職員が就業規則第22条の2の規定による長期研究・長期研修制度により職務を免除されているときは、その期間中、本給等及び勤勉手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

(育児休業等の給与)

- 第20条 育児休業等をしている職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - 二 育児休業をしている職員のうち、第34条及び第35条に規定する基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - 三 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間に応じ、学長が定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。
 - 四 育児短時間勤務職員の本給月額は、その者に適用される本給表に定める本給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程第11条の2により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - 五 職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業等の給与)

- 第21条 介護休業等をしている職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 二 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間に応じ、学長が別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。
- 三 介護短時間勤務職員の本給月額は、その者に適用される本給表に定める本給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程第11条の3により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 四 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(配偶者同行休業者の給与)

- 第21条の2 国立大学法人愛知教育大学職員配偶者同行休業規程(2022年規程第49号)により、配偶者同行休業をしている職員(以下、「配偶者同行休業職員」という。)の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
 - 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - 二 配偶者同行休業職員のうち、第34条及び第35条に規定する基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - 三 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業をした期間に応じ、学長が別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

(給与の減額)

- 第22条 職員が勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、その勤務しないことにつき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上 の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止 の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合に あっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日 につき、本給及び本給の調整額の半額を減ずる。
- 3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児時間の時間数及び介護時間の時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上1時間未満の端数は30分に切り下げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

第4章 諸手当

(本給の調整額)

第23条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労 条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に 基づき、適正な調整を行う。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。

(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員(教育職本給表(一)の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)に対して支給する。

(扶養手当)

- 第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員(再雇用職員は除く。)に対して支給する。ただし、次項第1号及 び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職本給表(一)の適用を受け る職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこ れに相当するものとして別に定める職員に対しては、支給しない。
- 2 前項に定める扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。
 - 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者

(地域手当)

- 第27条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、国立大学法人愛知教育大学職員給与細則(2004年細則第3号。以下「給与細則」という。)に定める地域に 在勤する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、本給月額に、給与細則に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (住居手当)
- 第28条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員(再雇用職員は除く。)に支給する。
 - 一 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃 (使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国又は国立大学法人から宿舎を貸与されている職員を 除く。)
 - 二 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国又は国立大学法人から貸与されている宿舎を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの
- 2 住居手当の月額は、前項の区分に応じて給与細則に定める額とする。

(通勤手当)

- 第29条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤 距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で あって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤 距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当は、給与細則に定める前項の区分に応じた額とし、月あたり55,000円を超えない範囲内とする。 (単身赴任手当)

- 第30条 勤務箇所を異にする異動(国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程(2004年規程第17号)により在職期間が通算される異動に限る。)に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて給与細則に定める額を加算した額)とする。

(特殊勤務手当)

- 第31条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
 - 一 高所作業手当
 - 二 入試業務手当
 - 三 公開講座開講手当
 - 四 幼稚園教員資格認定試験業務手当
 - 五 日本留学試験業務手当
 - 六 極地観測手当
 - 七 削除
 - 八 大学・附属学校間授業担当手当
 - 九 安全衛生業務手当
 - 十 教員特殊業務手当
 - 十一 教育実習等指導手当
 - 十二 教育業務連絡指導手当
 - 十三 クロスアポイントメント手当
- 3 前項に規定している業務のほか、学長が認める特別な業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給する ことができる。

(超過勤務手当)

- 第32条 所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所 定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間 に対して、勤務1時間につき、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等 教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額の合計額を155で除して得た額の100分の125(その勤務が、深夜において行われた場合及び1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150(ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175))を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受けている職員には支給しない。
- 2 前項に定める勤務した全時間は、その給与期間における勤務した時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(休日給)

- 第33条 休日給は、休日に業務上の必要により勤務することを命じられた場合で、休日をあらかじめ当該週の 勤務日に振り替えていない時に、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、管理職手当の支給 を受けている職員には支給しない。
 - 一 代休を取得した時は、所定の労働時間の時間に勤務した時間に対して、勤務 1 時間につき本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額の合計額を 1 5 5 で除して得た額の100分の35を支給し、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間に対して、勤務 1 時間につき同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の100分の135 (その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150 (ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175))を休日給として支給する。
 - 二 代休を取得しない時は、勤務を命ぜられた全時間に対して、勤務1時間につき、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額の合計額を155で除して得た額の100分の135(その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150(ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175))を休日給として支給する。
- 2 前項に定める休日に勤務した全時間は、その給与期間における勤務した時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(期末手当)

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第35条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職(死亡を含む。)した職員についても同様とする。

(勤勉手当)

- 第35条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の 勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職(死亡を含む。)した職員についても同様とする。 (義務教育等教員特別手当)
- 第36条 義務教育等教員特別手当は、附属学校に勤務する教育職員に 8,000円を超えない範囲内で支給する。 (教職調整額)
- 第37条 (削除)

(給与調整額)

- 第38条 給与調整額は、次の各項に従い給与の支給額を調整する。
- 2 国立大学法人愛知教育大学職員採用等に関する規程第3条により、公立学校の教員から人事交流により採用となった附属学校に勤務する教育職員に対し、人事交流元の給与に関する条例及び規則等による管理職手当及び地域手当の支給額との差額を補填する。
- 3 前項に該当する職員のうち、人事交流元の給与に関する条例及び規則等による本給月額が、本学で決定され た級の最高号俸の本給月額を超える職員については、その差額を前項の給与調整額に加算する。
- 4 附属幼稚園に勤務する教育職員に対しては、前二項による給与調整額の他に、月額11,000円の給与調整額を 支給する。
- 5 学長は、職員に対し、特別の事情によりこの規程によることができないとき、又は著しくこの規程が不適当であると認めるときは、経営協議会及び役員会の承認のうえ、給与調整額として支給できる。

(職務付加手当)

第38条の2 職務付加手当は、職員のうち、著しく負担のかかる職務を付加された者に、その付加された職務 に応じて支給する。 (長期在宅手当)

第39条 3ヶ月以上継続して1ヶ月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間全部を在宅勤務することを命ぜられた職員に対し月額3,000円を支給する。なお、当該職員の通勤手当について、本規程に基づき通勤状況に応じ調整する。

第5章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第40条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により職員となった者に係る給与等については、別に発令がなされない限り、2004年3月31日前の給与等に係る従前の取り扱いを引き継ぎ、この規程における当該各条項の適用があったものとみなす。
- 3 職員が国立大学法人愛知教育大学職員出向規程(2004年規程第5号)により、第27条に規定する地域の機関等に出向する場合には、第27条の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。
- 4 就業規則第13条に規定する異動のうち、人事交流による復帰を前提とした期限付きの転籍出向(第27条に規定する地域の機関からの異動に限る。)については、第27条第3項の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。
- 5 職員が文部科学省の研修生に従事する場合は、第27条の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。 附 則(2004年規程第63号)
 - この規程は、2004年4月26日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2004年規程第70号)

この規程は、2004年6月15日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2004年規程第121号)

この規程は、2004年12月1日から施行し、2004年10月1日から適用する。

附 則(2005年規程第10号)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2005年規程第33号)

この規程は、2005年6月1日から施行する。

附 則(2005年規程第36号)

この規程は、2005年7月4日から施行する。

附 則(2005年規程第46号)

この規程は、2005年10月24日から施行する。

附 則(2005年規程第51号)

この規程は、2005年12月12日から施行し、2005年12月1日から適用する。

附 則(2006年規程第7号)

- この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 2015年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、同日において受けていた本給月額(2010年1月1日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則(2010年規程第96号)第2項の適用を受ける職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

- 一 2010年1月1日において適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表 欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの以外の職員(以下次号において「平成21年度減額改定対象職員」という。)100分の99.1
- 二 平成21年度減額改定対象職員以外の職員100分の99.34

本給表	職務の級	号俸
一般職本給表 (一)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職本給表 (二)	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職本給表 (一)	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職本給表 (二)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職本給表 (三)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
医療職本給表 (二)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職本給表 (三)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- 3 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給する。
- 4 2010年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4 号俸	3号俸
	3 号俸	2号俸
第17条第3項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
	2号俸	1 号俸

5 前項の規定にかかわらず、2007年1月1日における昇給の号俸数は第17条に規定する号俸数に相当する数から1を減じて得た数に、2006年4月1日(2006年4月2日以降に新たに職員となった場合はその日)から2006年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。なお、勤務成績が良好であると認められない職員にあっては昇給させないことができる。

- 6 職員が国立大学法人愛知教育大学職員出向規程(2004年規程第5号)により、第27条に規定する地域の機関等に出向する場合には、第27条の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。
- 7 就業規則第13条に規定する異動のうち、人事交流による復帰を前提とした期限付きの転籍出向(第27条 に規定する地域の機関からの異動に限る。)については、第27条第3項の規定にかかわらず、地域手当相当 額を支給する。
- 8 職員が文部科学省の研修生に従事する場合は、第27条の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。
- 9 第27条に規定する地域手当の月額は、支給の準備が整うまでの間、本給、本給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に給与細則に定める支給割合を乗じて得た額とする。

附 則(2007年規程第14号)

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する1時間当たりの給与額は、支給の準備が整うまでの間、本給、本給の調整額、教職調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額を160で除して得た額とする。

附 則(2007年規程第69号)

この規程は、2007年12月25日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則(2008年規程第40号)

この規程は、2008年4月1日から施行し、第20条第1項第3号については、2007年8月1日から適用する。

附 則(2008年規程第103号)

この規程は、2008年12月24日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則(2009年規程第35号)

この規程は、2009年6月23日から施行し、2009年6月1日から適用する。

附 則(2009年規程第95号)

この規程は、2009年12月1日から施行する。ただし、別表第1(第11条関係)から別表第7(第11条関係)及び附則(2006年規程第7号)第2項の規定は2010年1月1日から施行する。

附 則(2010年規程第66号)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2010年規程第96号)

- 1 この規程は、2011年1月1日から施行する。ただし、第33条の規定は2010年4月1日から適用す る。
- 2 2018年3月31日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。
 - 一本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規程により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項及び附則第4項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から

当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額(以下この項及び附則第4項において「本給月額減額基礎額」という。))

- 二 地域手当 当該特定職員の地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合 にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- 三 期末手当 第34条に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額の合計額(給与細則第14条第1項の表(1)に定める職員(再雇用職員は除く。以下この項及び次項において「表1の職員」という。)にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する表(1)に定める加算割合を乗じて得た額(同項に規定する表(2)に定める職員(以下この項において「表2の職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する表(2)に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表(3)に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号棒に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(表1の職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する表(1)に定める加算割合を乗じて得た額(表2の職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する表(2)に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表(3)に定める割合を乗じて得た額)
- 四 勤勉手当 第35条に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額の合計額(表1の職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与細則第14条第1項に規定する表(1)に定める加算割合を乗じて得た額(表2の職員にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する表(2)に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与細則第15条第1項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(表1の職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与細則第14条第1項に規定する表(1)に定める加算割合を乗じて得た額(表2の職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する表(2)に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。この項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与細則第15条第1項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額
- 五 第19条第1項から第7項まで又は第19条の2の規定により支給される給与当該特定職員に適用される 次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第19条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第19条第2項又は第3項第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第19条第4項第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - 二 第19条第5項、第6項又は第7項第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第19条の2第1号から第4号までに定める額に100分の60を乗じて得た額

本 給 表	職務の級
一般職本給表 (一)	6級
教育職本給表 (一)	5級
教育職本給表 (二)	4 級
教育職本給表(三)	4級

医療職本給表(二)	6級
医療職本給表(三)	6 級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の 減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、学長が定める。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条から第22条、第32条及び 第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給 与額から、本給月額及び地域手当の月額の合計額を155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を15 5で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 5 2010年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「2011年1月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則(2011年規程第32号)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2012年規程第15号)

この規程は、2012年2月21日から施行し、2012年1月1日から適用する。

附 則(2012年規程第41号)

この規程は、2012年6月1日から施行する。

附 則(2014年規程第11号)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2014年規程第35号)

- 1 この規程は、2014年12月1日から施行する。
- 2 2015年1月1日における職員の昇給に関する規定の適用については、第17条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則(2015年規程第6号)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2018年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額(ただし、附則(2006年規程第7号)第2項の適用により本給月額のほか、本給として支給した額を除く。)が、同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給する。
- 4 第30条に規定する単身赴任手当については、2018年3月31日までの間、同条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則(2016年規程第5号)

この規程は、2016年2月24日から施行し、2015年12月1日から適用する。

附 則(2016年規程第57号)

この規程は、2016年12月13日から施行し、2016年12月1日から適用する。

附 則(2017年規程第22号)

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第26条第1項に規定する別に定める職員は、教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6 級であるものとする。

附 則(2018年規程第3号)

この規程は、2018年1月29日から施行し、2017年12月1日から適用する。

附 則(2018年規程第38号)

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第38条に規定する給与調整額について、施行日の前日から引き続き教育職本給表 (二)又は教育職本給表 (三)の適用を受ける職員にあっては、同条の規定にかかわらず、本給、本給の調整額、管理職手当、地域手 当及び義務教育等教員特別手当 (この項において「本給等」という。)については、施行日前に受けていた本 給等の月額を支給し、採用時に遡り調整された仮定本給月額を基にした人事交流元の給与に関する条例及び規 則等による本給等の支給額との差額を施行日現在で算定し、その差額を調整する。

附 則(2018年規程第61号)

この規程は、2018年12月25日から施行し、2018年12月1日適用する。

附 則(2019年規程第38号)

- 1 この規程は、2019年12月24日から施行し、2019年4月1日から適用する。ただし、第28条の 規定は、2020年4月1日から適用する。
- 2 第28条に規定する住居手当については、2021年3月31日までの間、2020年4月1日の前日における住居手当の月額(以下、旧手当額)が2千円を超える職員であって、2020年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、旧手当額から2千円を控除した額の住居手当を支給する。
 - 2020年4月1日以後、第28条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から2020年4月1日以後算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2千円を超えることとなる職員

附 則(2021年規程第28号)

この規程は、2021年3月19日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則(2022年規程第31号)

この規程は、2022年4月1日から施行する。ただし、第38条第4項については、2022年2月1日から適用する。

附 則(2022年規程第52号)

この規程は、2022年6月13日から施行する。

附 則(2022年規程第66号)

この規程は、2022年12月1日から施行する。

附 則(2023年規程第25号)

この規程は、2023年12月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の第39条は、2024年4月1日から施行する。

附 則(2023年規程第35号)

- 1 この規程は、2023年12月26日から施行し、2023年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が60歳(教育職本給表(一)の適用を受ける職員については63歳)に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3 前項の規定は、特定日以後の職務または業務を考慮し特に学長が認めた職員については適用しない。

- 4 附則第2項の適用を受ける職員の本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び職務付加手当(以下「対象手当」という。)の月額は、当該職員に適用される対象手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 5 就業規則第10条の2又は第10条の3第2項により管理監督者以外の職への降任された職員であって、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額(以下「特定日本給月額」という。)が当該管理監督職以外の職への降任された日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額の差額を本給として支給する。
- 6 前項の規定は、特定日以後の職務または業務を考慮し特に学長が認めた職員については適用しない。
- 7 前項の規定は、本学以外の国立大学法人又は地方公共団体等において、本学の管理監督職に相当する職にあった者で、人事交流により引き続き本学の職員となった者について準用することができる。
- 8 附則第5項の規定による本給月額が支給される職員の基礎本給月額が、当該職員の属する職務の級における 最高の号俸の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本 給月額の差額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける特 定日本給月額の差額」と読み替えて適用する。
- 9 附則第5項の規定による本給を支給される職員に対する第10条(本給)及び第27条(地域手当)の適用 については、これらの規定中「本給月額」とあるのは「本給月額と、附則(2023年規程第35号)第5項 の規定による基礎本給月額と特定日本給月額の差額の合計額」と読み替えて適用する。

別表第1(第11条関係)一般職本給表(一)PDF

別表第2 (第11条関係)一般職本給表 (二) PDF

別表第3 (第11条関係)教育職本給表 (一) PDF

別表第4(第11条関係)教育職本給表(二)PDF

別表第5 (第11条関係)教育職本給表 (三)PDF

別表第6(第11条関係)医療職本給表(二)PDF

別表第7 (第11条関係) 医療職本給表 (三) PDF

別表第1~第7(第11条関係)(Excel)

別表第1(第11条関係)一般職本給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級本給月額	2級本給月額	3級本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額	7級 本給月額	8級本給月額	9級 本給月額	10級本給月額
	1 2 3 4	円 162, 100 163, 200 164, 400 165, 500	円 208, 000 209, 700 211, 400 212, 900	円 240, 900 242, 400 243, 800 245, 200	円 271, 600 273, 200 274, 700 276, 300	平和月額 円 295, 400 297, 500 299, 500 301, 400	円 323, 100 325, 300 327, 500 329, 500	円 365, 500 368, 100 370, 500 372, 900	円 410, 300 412, 700 415, 200 417, 600	円 459, 900 463, 000 466, 000 469, 000	円 523, 100 526, 000 529, 100 532, 200
	5 6 7 8	166, 600 167, 700 168, 800 169, 900	214, 400 216, 200 217, 900 219, 600	246, 400 248, 000 249, 500 250, 900	277, 800 279, 500 281, 300 283, 100	303, 200 305, 000 306, 600 308, 200	331, 500 333, 500 335, 400 337, 300	374, 800 377, 300 379, 600 382, 100	419, 500 421, 600 423, 700 425, 900	472, 000 475, 000 478, 000 481, 100	535, 300 537, 600 540, 100 542, 500
	9 10 11 12	170, 900 172, 300 173, 600 174, 900	221, 100 222, 600 224, 100 225, 600	252, 000 253, 400 254, 900 256, 200	284, 800 286, 700 288, 500 290, 300	309, 800 312, 000 314, 200 316, 200	339, 200 341, 200 343, 200 345, 200	384, 500 387, 100 389, 700 392, 300	427, 800 429, 900 432, 000 433, 900	483, 800 486, 900 489, 900 493, 000	544, 900 546, 700 548, 500 550, 400
	13 14 15 16	176, 100 177, 600 179, 100 180, 700	226, 800 228, 200 229, 600 231, 000	257, 500 258, 700 259, 900 261, 100	292, 100 293, 700 295, 100 296, 500	318, 200 320, 200 322, 100 324, 000	347, 000 349, 000 350, 900 352, 800	394, 600 396, 900 399, 100 401, 400	435, 600 437, 400 439, 300 441, 200	495, 700 498, 000 500, 300 502, 600	552, 100 553, 500 554, 800 555, 900
	17 18 19 20	181, 800 183, 200 184, 600 186, 000	232, 400 234, 000 235, 500 236, 900	262, 300 263, 600 264, 900 266, 200	298, 000 300, 000 302, 000 303, 800	325, 900 327, 900 329, 800 331, 700	354, 500 356, 500 358, 300 360, 200	403, 200 405, 100 407, 000 408, 800	443, 000 444, 800 446, 600 448, 300	504, 600 506, 000 507, 500 508, 900	557, 200 558, 200 559, 100 560, 000
	21 22 23 24	187, 300 189, 600 191, 800 194, 000	238, 100 239, 700 241, 200 242, 600	267, 600 269, 100 270, 700 272, 200	305, 500 307, 400 309, 300 311, 100	333, 400 335, 400 337, 400 339, 300	362, 100 364, 000 365, 900 367, 800	410, 600 412, 400 414, 200 416, 000	450, 100 451, 600 453, 000 454, 500	510, 100 511, 500 513, 000 514, 500	560, 900
	25 26 27 28	196, 200 197, 900 199, 400 200, 900	243, 600 245, 100 246, 400 247, 600	273, 800 275, 500 277, 100 278, 700	312, 800 314, 800 316, 800 318, 700	340, 700 342, 600 344, 500 346, 400	369, 700 371, 600 373, 500 375, 400	417, 600 419, 100 420, 600 422, 100	455, 900 457, 200 458, 500 459, 700	515, 600 516, 700 517, 900 519, 100	
再雇用職員以外の職員	29 30 31 32	202, 400 203, 800 205, 200 206, 600	248, 700 249, 700 250, 600 251, 500	280, 300 281, 800 283, 300 284, 800	320, 400 322, 400 324, 400 326, 400	348, 000 349, 900 351, 700 353, 500	376, 900 378, 700 380, 500 382, 100	423, 600 424, 900 426, 200 427, 400	460, 700 461, 400 462, 200 462, 900	520, 100 521, 000 521, 900 522, 800	
以外切城員	33 34 35 36	208, 000 209, 300 210, 600 211, 900	252, 400 253, 300 254, 100 254, 900	285, 900 287, 500 289, 000 290, 500	327, 600 329, 600 331, 500 333, 500	355, 300 357, 100 358, 800 360, 500	383, 800 385, 200 386, 600 388, 000	428, 600 429, 900 431, 200 432, 400	463, 600 464, 400 465, 100 465, 700	523, 600 524, 500 525, 200 525, 700	
	37 38 39 40	213, 200 214, 400 215, 600 216, 700	255, 600 256, 700 257, 900 259, 000	291, 900 293, 500 295, 100 296, 700	335, 400 337, 300 339, 200 341, 100	363, 200	389, 400 390, 600 391, 800 392, 800	433, 600 434, 400 435, 200 436, 000	466, 200 466, 800 467, 400 468, 000	526, 400 527, 000 527, 800 528, 400	
	41 42 43 44	217, 800 218, 900 219, 900 220, 900	260, 200 261, 400 262, 500 263, 600	298, 200 299, 800 301, 300 302, 800	342, 900 344, 800 346, 600 348, 400	367, 000 367, 900 368, 900 370, 000	393, 900 395, 100 396, 200 397, 300	436, 600 437, 300 438, 000 438, 700	468, 500 469, 000 469, 400 469, 700	528, 900	
	45 46 47 48	221, 800 222, 700 223, 600 224, 500	264, 700 265, 800 266, 900 267, 900	304, 400 306, 000 307, 600 309, 100	349, 900 351, 300 352, 700 354, 200	370, 800 371, 700 372, 600 373, 400	398, 000 398, 700 399, 400 400, 100	439, 500 440, 300 440, 700 441, 400	470, 000		
	49 50 51 52	225, 400 226, 300 227, 200 228, 100	268, 900 269, 900 270, 900 271, 800	310, 000 311, 500 313, 000 314, 600	355, 700 356, 500 357, 500 358, 500	374, 200 375, 000 375, 800 376, 500	400, 700 401, 300 401, 800 402, 200	441, 900 442, 300 442, 700 443, 100			
	53 54 55 56	228, 900 229, 800 230, 700 231, 500	272, 700 273, 600 274, 500 275, 400	316, 200 317, 800 319, 300 320, 800	359, 400 360, 500 361, 400 362, 400	377, 200 377, 900 378, 600 379, 300	402, 600 402, 900 403, 200 403, 500	443, 500 443, 900 444, 300 444, 600			
	57 58 59 60	231, 800 232, 600 233, 300 233, 900	276, 300 277, 200 278, 100 279, 000	322, 200 323, 400 324, 500 325, 600	363, 300 364, 000 364, 700 365, 300	379, 800 380, 400 381, 000 381, 700	403, 800 404, 100 404, 400 404, 700	444, 900 445, 300 445, 600 445, 900			
	61 62 63 64	234, 500 235, 200 235, 800 236, 300	280, 000 281, 000 281, 900 282, 800	326, 300 327, 200 328, 000 328, 800	365, 700 366, 300 367, 000 367, 700	382, 100 382, 800 383, 400 384, 000	405, 000 405, 300 405, 600 405, 900	446, 200			

	65 66	236, 800 237, 300	283, 300 284, 000	329, 600 330, 000	368, 000 368, 700	384, 400 385, 000	406, 200 406, 500				
	67 68	237, 800 238, 400	284, 700 285, 600	330, 600 331, 300	369, 400 370, 000	385, 600 386, 200	406, 800 407, 100				
	69 70 71 72	238, 900 239, 400 239, 900 240, 400	286, 600 287, 400 288, 200 289, 000	332, 100 332, 800 333, 500 334, 100	370, 300 370, 900 371, 600 372, 200	386, 600 387, 100 387, 600 388, 200	407, 300 407, 600 407, 900 408, 100				
	73 74 75 76	240, 900 241, 400 241, 800 242, 300	289, 700 290, 200 290, 600 291, 000	334, 600 335, 200 335, 700 336, 300	372, 500 373, 100 373, 800 374, 400	388, 500 388, 900 389, 300 389, 700	408, 300 408, 600 408, 900 409, 100				
	77 78 79 80	242, 800 243, 300 243, 800 244, 300	291, 200 291, 500 291, 700 292, 000	336, 600 337, 100 337, 500 337, 900	374, 800 375, 300 375, 900 376, 400	390, 000 390, 300 390, 600 390, 800	409, 300 409, 600 409, 900 410, 100				
	81 82 83 84	244, 700 245, 200 245, 600 246, 000	292, 200 292, 400 292, 700 292, 900	338, 300 338, 800 339, 300 339, 800	376, 900 377, 500 378, 000 378, 300	391, 000 391, 300 391, 600 391, 800	410, 300 410, 600 410, 900 411, 100				
	85 86 87 88	246, 400 246, 800 247, 200 247, 600	293, 200 293, 500 293, 800 294, 100	340, 100 340, 500 341, 000 341, 400	378, 700 379, 200 379, 600 380, 000	392, 000 392, 300 392, 600 392, 800	411, 300				
	89 90 91 92	248, 000 248, 500 248, 800 249, 100	294, 400 294, 800 295, 100 295, 500	341, 700 342, 100 342, 600 343, 000	380, 400 380, 900 381, 300 381, 700	393, 000 393, 300 393, 600 393, 800					
	93 94 95 96	249, 400	295, 700 295, 900 296, 200 296, 600	343, 200 343, 600 344, 100 344, 500	382, 000	394, 000					
	97 98 99 100		296, 800 297, 100 297, 500 297, 900	344, 700 345, 100 345, 500 345, 800							
	101 102 103 104		298, 100 298, 400 298, 800 299, 100	346, 100 346, 500 346, 900 347, 300							
	105 106 107 108		299, 300 299, 600 300, 000 300, 300	347, 800 348, 200 348, 600 349, 000							
	109 110 111 112		300, 500 300, 900 301, 300 301, 600	349, 500 349, 900 350, 200 350, 500							
	113 114 115 116		301, 800 302, 000 302, 300 302, 700	351, 000							
	117 118 119 120		302, 900 303, 100 303, 400 303, 700								
	121 122 123 124		304, 100 304, 300 304, 600 304, 900								
	125		305, 200								
再雇用職員		149, 600	183, 100	210, 600	229, 200	236, 400	246, 700	267, 700	282, 000	317, 300	336, 500

備考 この表は、事務職員及び技術職員(自動車運転手、調理師及び守衛の業務に従事する者を除く。)に適用する。

別表第2(第11条関係)一般職本給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
戦員の区力	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	1 2 3 4	円 147, 100 148, 100 149, 100 150, 100	円 200, 200 201, 200 202, 200 203, 000	円 219, 900 221, 000 221, 900 222, 800	円 260, 200 261, 400 262, 400 263, 500	円 285, 500 287, 300 288, 900 290, 500
	5	151, 200	203, 700	223, 800	264, 200	292, 100
	6	152, 300	205, 200	225, 100	265, 200	293, 400
	7	153, 400	206, 500	226, 300	266, 100	294, 500
	8	154, 400	207, 600	227, 400	267, 000	295, 700
	9	155, 300	208, 900	228, 700	267, 600	296, 900
	10	156, 400	209, 600	230, 300	268, 300	298, 600
	11	157, 500	210, 400	231, 800	269, 100	300, 300
	12	158, 600	211, 100	233, 000	269, 900	301, 800
	13	159, 500	212, 200	234, 100	270, 700	303, 100
	14	160, 600	213, 100	235, 300	271, 500	304, 600
	15	161, 800	214, 000	236, 500	272, 300	306, 000
	16	162, 900	214, 800	237, 400	273, 100	307, 300
	17	164, 000	215, 700	238, 000	273, 800	308, 800
	18	165, 400	216, 700	238, 400	274, 800	310, 300
	19	166, 700	217, 600	238, 800	275, 700	311, 900
	20	167, 900	218, 500	239, 300	276, 500	313, 500
	21	169, 000	219, 200	239, 800	277, 400	314, 500
	22	170, 200	220, 000	241, 100	278, 000	315, 900
	23	171, 400	220, 800	242, 300	278, 700	317, 200
	24	172, 600	221, 400	243, 200	279, 400	318, 500
再雇用職員 以外の職員	25 26 27 28	173, 700 175, 200 176, 700 178, 200	222, 100 222, 600 223, 000 223, 500	244, 300 245, 500 246, 700 247, 900	279, 900 280, 600 281, 400 282, 100	319, 600 321, 000 322, 400 323, 800
	29	179, 600	224, 100	248, 700	282, 900	325, 300
	30	181, 000	225, 100	249, 800	283, 800	326, 500
	31	182, 500	226, 000	251, 000	284, 600	327, 800
	32	184, 000	226, 600	252, 100	285, 400	329, 000
	33	185, 400	227, 100	253, 200	286, 100	330, 000
	34	187, 100	228, 100	254, 100	287, 000	330, 900
	35	188, 800	229, 100	255, 000	287, 900	332, 000
	36	190, 500	230, 100	256, 000	288, 800	333, 100
	37 38 39 40	192, 200 193, 300 194, 700 195, 800	230, 600 231, 700 232, 800 233, 800	257, 000 257, 800 258, 600 259, 500	289, 400 290, 200 291, 000 291, 800	334, 200 335, 200 336, 200 337, 200
	41 42 43 44	196, 800 198, 200 199, 400 200, 600	234, 500 235, 500 236, 400 237, 200	260, 400 261, 300 262, 200 263, 200	292, 400 293, 400 294, 400 295, 300	338, 100 339, 000 339, 900 340, 800
	45	202, 100	238, 000	263, 800	296, 000	341, 700
	46	203, 100	238, 800	264, 700	296, 900	342, 700
	47	204, 000	239, 500	265, 700	297, 800	343, 700
	48	205, 100	240, 100	266, 600	298, 600	344, 600
	49	206, 200	240, 700	267, 600	299, 200	345, 500

1						
50 51 52	207, 200 208, 100 209, 100	241, 600 242, 500 243, 300	268, 400 269, 200 269, 900	299, 800 300, 400 301, 100	346, 400 347, 300 348, 100	
53 54 55 56	210, 200 211, 200 212, 100 213, 000	244, 200 245, 100 245, 700 246, 400	270, 500 271, 300 272, 100 272, 900	301, 700 302, 500 303, 200 303, 900	348, 900 349, 700 350, 500 351, 200	
57 58 59 60	213, 900 214, 500 215, 200 216, 000	247, 200 247, 900 248, 600 249, 200	273, 500 274, 400 275, 300 276, 200	304, 500 305, 200 305, 900 306, 500	351, 900 352, 700 353, 500 354, 100	
61 62 63 64	216, 800 217, 300 217, 800 218, 300	249, 800 250, 600 251, 400 252, 000	277, 100 278, 100 278, 900 279, 800	307, 100 307, 800 308, 500 309, 100	354, 800 355, 500 356, 200 356, 900	
65 66 67 68	218, 800 219, 400 220, 000 220, 500	252, 600 253, 100 253, 500 253, 900	280, 600 281, 400 282, 200 282, 900	309, 600 310, 100 310, 700 311, 300	357, 500 358, 000 358, 500 359, 000	
69 70 71 72	220, 800 221, 100 221, 400 221, 700	254, 600 255, 100 255, 500 255, 800	283, 500 284, 300 285, 100 285, 800	311, 900 312, 300 312, 800 313, 300	359, 400	
73 74 75 76	221, 900 222, 300 222, 600 223, 000	256, 000 256, 300 256, 700 257, 100	286, 500 287, 200 287, 900 288, 700	313, 600 314, 100 314, 600 315, 000		
77 78 79 80	223, 200 223, 700 224, 000 224, 300	257, 400 257, 800 258, 200 258, 600	289, 200 289, 700 290, 100 290, 500	315, 200 315, 500 315, 800 316, 100		
81 82 83 84	224, 600 224, 900 225, 200 225, 500	258, 900 259, 200 259, 500 259, 700	290, 900 291, 300 291, 800 292, 300	316, 400 316, 700 317, 000 317, 300		
85 86 87 88	225, 800 226, 100 226, 400 226, 700	259, 900 260, 100 260, 400 260, 700	292, 600 293, 100 293, 700 294, 200	317, 500 317, 900 318, 200 318, 400		
89 90 91 92	227, 000 227, 400 227, 700 228, 000	260, 900 261, 100 261, 400 261, 600	294, 500 295, 000 295, 500 295, 800	318, 600 318, 900 319, 200 319, 500		
93 94 95 96	228, 200 228, 500 228, 800 229, 100	261, 900 262, 200 262, 500 262, 700	296, 200 296, 700 297, 200 297, 700	319, 700 320, 000 320, 300 320, 500		
97 98 99 100	229, 300 229, 600 229, 800 230, 100	262, 900 263, 200 263, 400 263, 700	298, 000 298, 400 298, 900 299, 400	320, 700 321, 000 321, 300 321, 500		
101	230, 400	264, 000	299, 800	321, 700		

再雇用職員		142, 400	163, 800	185, 300	193, 000	215, 600
	137		273, 100			
	133 134 135 136		272, 100 272, 300 272, 600 272, 900	308, 900		
	129 130 131 132		271, 100 271, 300 271, 600 271, 900	307, 900 308, 200 308, 500 308, 700		
	125 126 127 128		270, 100 270, 300 270, 600 270, 900	306, 900 307, 200 307, 500 307, 700		
	121 122 123 124	237, 400	269, 100 269, 300 269, 600 269, 900	305, 900 306, 200 306, 500 306, 700		
	117 118 119 120	235, 900 236, 300 236, 700 237, 000	268, 000 268, 300 268, 600 268, 900	304, 900 305, 200 305, 500 305, 700		
	113 114 115 116	234, 100 234, 600 235, 100 235, 600	267, 000 267, 300 267, 500 267, 700	303, 900 304, 200 304, 500 304, 700		
	109 110 111 112	232, 800 233, 200 233, 600 233, 900	266, 000 266, 300 266, 600 266, 800	302, 600 303, 000 303, 400 303, 700		
	105 106 107 108	231, 500 232, 000 232, 300 232, 600	265, 000 265, 200 265, 500 265, 700	301, 100 301, 500 301, 900 302, 300		
	102 103 104	230, 600 230, 900 231, 200	264, 200 264, 500 264, 800	300, 200 300, 500 300, 800		

備考 この表は、技術職員(自動車運転手、調理師及び守衛の業務に従事する者に限る。) に適用する。

別表第3(第11条関係)教育職本給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	<u>本給月額</u> 円	<u>本給月額</u> 円	<u>本給月額</u> 円	<u>本給月額</u> 円	本給月額 円	本給月額 円
	1 2 3 4	190, 900 193, 000 195, 100 197, 100	233, 100 235, 400	290, 700 293, 300 295, 700 298, 000	335, 600 338, 500 341, 500 344, 500	410, 200 412, 500 414, 600 416, 700	535, 900 538, 900
	5 6 7 8	199, 000 201, 400 203, 900 206, 300	241, 700 243, 400 245, 100 246, 900	300, 300 302, 600 304, 700 306, 900	347, 400 349, 800 352, 300 354, 700	418, 600 421, 000 423, 200 425, 500	548, 100 550, 500 553, 000 555, 400
	9 10 11 12	208, 700 211, 100 213, 500 215, 800	249, 000 251, 300 253, 600 255, 600	309, 200 311, 600 314, 000 316, 400	357, 200 359, 800 362, 400 365, 200	427, 200 429, 700 431, 900 434, 100	557, 700 559, 500 561, 400 563, 300
	13 14 15 16	217, 900 219, 800 221, 500 223, 300	257, 700 260, 100 262, 400 264, 700	318, 700 320, 700 322, 700 324, 400	367, 800 369, 500 371, 700 373, 900	435, 500 437, 700 439, 900 442, 200	565, 000 566, 400 567, 700 568, 900
	17 18 19 20	225, 300 226, 700 228, 000 229, 400	266, 600 269, 400 272, 200 274, 900	326, 400 328, 200 330, 000 331, 700	375, 600 377, 600 379, 600 381, 400	444, 300 446, 600 448, 800 451, 100	570, 200 571, 000 571, 700 572, 400
	21 22 23 24	230, 900 232, 700 234, 500 236, 100	277, 600 280, 200 282, 700 285, 100	333, 100 335, 500 337, 600 339, 800	383, 200 384, 700 385, 900 387, 100	453, 100 455, 400 457, 800 460, 100	573, 200
再雇用職員	25 26 27 28	237, 900 240, 000 242, 000 244, 000	287, 500 290, 000 292, 400 294, 900	341, 600 343, 500 345, 600 347, 700	388, 200 389, 900 391, 600 393, 300	462, 100 464, 200 466, 300 468, 400	
以外の職員	29 30 31 32	245, 800 247, 700 249, 700 251, 700	297, 300 299, 600 301, 800 304, 000	349, 600 351, 500 353, 300 355, 000	395, 000 396, 600 398, 000 399, 300	470, 400 472, 700 474, 900 476, 800	
	33 34 35 36	253, 600 255, 000 256, 300 257, 600	306, 200 308, 400 310, 900 313, 100	356, 900 358, 500 360, 000 361, 400	400, 900 402, 500 404, 000 405, 700	478, 700 480, 800 483, 000 485, 000	
	37 38 39 40	258, 900 260, 200 261, 500 262, 900	315, 400 316, 700 318, 300 319, 700	362, 800 364, 800 366, 700 368, 400	406, 800 408, 300 409, 800 411, 000	487, 100 489, 100 491, 000 492, 900	
4: 4: 4: 4: 4: 4: 4:	41 42 43 44	264, 600 266, 200 267, 600 269, 000	321, 100 321, 500 321, 900 322, 300	370, 100 371, 900 373, 500 374, 900	411, 900 413, 500 415, 000 416, 600	494, 900 496, 800 498, 500 500, 400	
	45 46 47 48	270, 200 271, 700 273, 300 274, 600	322, 900 323, 400 324, 200 325, 000	376, 600 378, 300 379, 800 381, 300	417, 900 419, 400 420, 800 422, 300	502, 300 504, 100 505, 900 507, 700	
	49 50 51 52	275, 700 276, 200 276, 600 277, 200	325, 600 326, 300 327, 000 327, 700	382, 800 384, 400 385, 900 387, 500	423, 600 424, 800 426, 100 427, 300	509, 400 511, 100 512, 900 514, 800	

53	277, 600	328, 700	388, 600	428, 000	516, 300
54	278, 000	329, 400	390, 100	428, 900	517, 900
55	278, 300	329, 800	391, 500	429, 800	519, 600
56	278, 700	330, 400	393, 100	430, 700	521, 200
57	279, 100	330, 800	394, 400	431, 500	522, 800
58	279, 900	331, 500	395, 800	432, 400	524, 100
59	280, 700	332, 200	397, 100	433, 300	525, 400
60	281, 500	332, 800	398, 400	434, 100	526, 600
61	282, 200	333, 500	399, 600	434, 800	527, 800
62	283, 100	334, 400	401, 000	435, 700	528, 800
63	283, 900	335, 300	402, 400	436, 700	529, 800
64	284, 700	336, 100	403, 800	437, 600	530, 800
65	285, 400	336, 800	404, 800	438, 500	531, 400
66	286, 000	337, 800	405, 900	439, 400	532, 300
67	286, 800	338, 500	406, 900	440, 400	533, 200
68	287, 500	339, 500	408, 000	441, 300	534, 100
69	287, 900	340, 100	408, 900	442, 300	535, 000
70	288, 600	341, 000	409, 700	443, 300	535, 800
71	289, 300	341, 900	410, 500	444, 200	536, 500
72	290, 000	342, 800	411, 200	445, 200	537, 000
73	290, 700	343, 100	411, 900	446, 200	537, 700
74	291, 600	344, 100	412, 800	447, 100	538, 200
75	292, 500	345, 100	413, 600	448, 000	539, 000
76	293, 300	346, 100	414, 300	449, 000	539, 600
77	293, 800	347, 100	414, 900	449, 800	540, 100
78	294, 700	348, 000	415, 400	450, 300	540, 700
79	295, 600	348, 900	415, 800	451, 000	541, 300
80	296, 400	349, 800	416, 200	451, 600	541, 900
81	297, 200	350, 700	416, 500	452, 400	542, 500
82	298, 100	351, 600	416, 900	453, 100	
83	298, 900	352, 500	417, 200	453, 400	
84	299, 700	353, 400	417, 600	454, 000	
85	300, 200	354, 000	417, 900	454, 400	
86	301, 000	354, 600	418, 300	454, 800	
87	301, 800	355, 200	418, 700	455, 200	
88	302, 600	355, 800	419, 100	455, 500	
89	303, 200	356, 300	419, 400	455, 800	
90	303, 800	356, 700	419, 800	456, 200	
91	304, 400	357, 100	420, 200	456, 600	
92	305, 000	357, 500	420, 500	456, 900	
93	305, 600	357, 900	420, 800	457, 200	
94	306, 200	358, 300	421, 200	457, 600	
95	306, 800	358, 800	421, 500	457, 900	
96	307, 400	359, 200	421, 800	458, 200	
97	307, 900	359, 800	422, 100	458, 500	
98	308, 500	360, 300	422, 500	458, 900	
99	309, 100	360, 700	422, 800	459, 200	
100	309, 700	361, 200	423, 100	459, 500	
101 102 103 104	310, 000 310, 300 310, 600 310, 900	361, 600 362, 100 362, 400 362, 800	423, 400 423, 800 424, 100 424, 400	459, 800	
105 106 107 108	311, 200 311, 500 311, 800 312, 000	363, 300 363, 700 364, 200 364, 700	424, 700 425, 000 425, 300 425, 600		

	109 110 111 112	312, 400 312, 700 313, 100 313, 500	365, 100 365, 600 366, 100 366, 500	425, 900 426, 200 426, 500 426, 800			
	113 114 115 116	313, 800 314, 200 314, 500 314, 800	366, 900 367, 300 367, 800 368, 200	427, 100 427, 400 427, 700 428, 000			
	117 118 119 120	315, 000 315, 300 315, 700 316, 100	368, 600 369, 000 369, 500 369, 900	428, 200			
	121 122 123 124	316, 300 316, 600 317, 000 317, 400	370, 200 370, 600 371, 100 371, 400				
	125 126 127 128	317, 600 317, 800 318, 100 318, 500	371, 800 372, 300 372, 800 373, 200				
	129 130 131 132	318, 700 319, 000 319, 400 319, 600	373, 600 374, 100 374, 600 375, 100				
	133 134 135 136	319, 800 320, 100 320, 500 320, 700	375, 600 376, 100 376, 600 377, 100				
	137 138 139 140	320, 900 321, 100 321, 300 321, 600	377, 600 378, 100 378, 600 379, 100				
	141 142 143 144	322, 000 322, 300 322, 600 322, 900	379, 600				
	145 146 147 148	323, 300 323, 600 323, 800 324, 100					
	149 150 151 152	324, 500 324, 800 325, 100 325, 300					
	153 154 155 156	325, 600 325, 900 326, 200 326, 500					
再雇用職員	157	326, 700 196, 000	227, 700	256, 900	275, 800	325, 500	343, 900

備考 この表は、大学に勤務する教育職員に適用する。

別表第4(第11条関係)教育職本給表(二)

神号 か 豆 ハ	職務の級	1級	2級	3級	4級
職員の区分	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	1 2 3 4	円 177, 200 178, 700 180, 300 181, 800	円 219, 700 221, 400 222, 900 224, 400	円 337, 600 339, 600 341, 600 343, 600	円 418, 700 420, 500 422, 300 423, 900
	5 6 7 8	183, 400 185, 300 187, 100 189, 000	226, 100 227, 400 228, 600 229, 900	345, 600 347, 200 348, 800 350, 300	425, 400 426, 900 428, 700 430, 500
	9 10 11 12	190, 700 192, 800 194, 800 196, 800	231, 600 233, 300 235, 000 236, 600	351, 800 353, 800 355, 800 357, 700	432, 200 434, 000 435, 900 437, 700
	13 14 15 16	198, 800 200, 900 203, 000 205, 100	238, 100 240, 100 242, 000 243, 900	359, 600 361, 500 363, 300 364, 900	439, 400 441, 300 443, 100 445, 000
	17 18 19 20	207, 300 209, 400 211, 600 213, 500	245, 600 248, 000 250, 400 252, 800	366, 500 368, 300 370, 100 371, 900	446, 700 448, 500 450, 300 452, 100
	21 22 23 24	215, 700 217, 300 218, 800 220, 300	255, 200 257, 600 259, 900 262, 100	373, 500 375, 400 377, 100 378, 800	453, 700 455, 400 457, 300 459, 000
再雇用職員 以外の職員	25 26 27 28	221, 800 223, 000 224, 200 225, 500	264, 300 266, 500 268, 900 271, 000	380, 100 381, 900 383, 700 385, 600	460, 700 462, 300 463, 900 465, 400
火 /10/城長	29 30 31 32	226, 800 228, 300 229, 900 231, 300	273, 300 275, 600 277, 800 279, 900	387, 400 389, 200 391, 100 393, 000	466, 900 468, 200 469, 500 470, 800
	33 34 35 36	232, 700 234, 400 236, 200 237, 700	282, 000 284, 200 286, 300 288, 200	394, 600 396, 300 397, 900 399, 600	472, 000 472, 700 473, 400 474, 100
	37 38 39 40	239, 100 240, 600 242, 100 243, 600	290, 300 292, 000 293, 800 295, 500	400, 800 402, 200 403, 600 405, 000	474, 700
	41 42 43 44	245, 000 246, 300 247, 500 248, 600	296, 800 298, 800 300, 700 302, 700	406, 600 408, 000 409, 300 410, 700	
	45 46 47 48	249, 700 250, 900 252, 100 253, 100	304, 700 306, 800 309, 000 311, 200	412, 100 413, 400 414, 900 416, 400	
	49 50 51 52	254, 200 255, 500 256, 700 258, 000	313, 300 315, 600 317, 800 319, 900	418, 000 419, 400 421, 000 422, 500	
	53	259, 100	322, 000	424, 200	

54 55 56	260, 300 261, 600 262, 600	323, 500 325, 000 326, 500	425, 700 427, 300 428, 900
57 58 59 60	263, 700 264, 400 265, 400 266, 400	328, 200 330, 200 332, 200 334, 100	430, 400 431, 900 433, 100 434, 300
61 62 63 64	267, 300 268, 100 268, 900 269, 700	335, 900 337, 900 339, 900 341, 800	435, 500 436, 800 438, 100 439, 300
65 66 67 68	270, 800 272, 100 273, 400 274, 700	343, 500 345, 500 347, 500 349, 500	440, 500 441, 700 442, 900 444, 100
69 70 71 72	275, 900 277, 100 278, 300 279, 500	351, 300 353, 200 355, 100 357, 000	445, 300 446, 500 447, 700 448, 900
73 74 75 76	280, 500 281, 500 282, 500 283, 400	358, 600 360, 500 362, 300 364, 200	450, 000 450, 600 451, 100 451, 600
77 78 79 80	284, 300 285, 200 286, 100 287, 000	366, 000 367, 700 369, 300 370, 900	452, 100
81 82 83 84	287, 800 288, 900 289, 900 290, 900	372, 300 373, 800 375, 200 376, 500	
85 86 87 88	291, 900 292, 900 293, 900 294, 900	377, 600 379, 000 380, 400 381, 700	
89 90 91 92	296, 000 297, 100 298, 200 299, 200	382, 900 384, 200 385, 300 386, 500	
93 94 95 96	299, 700 300, 700 301, 800 303, 000	387, 700 388, 800 390, 000 391, 200	
97 98 99 100	304, 000 305, 100 306, 100 307, 100	392, 600 393, 600 394, 600 395, 600	
101 102 103 104	307, 900 309, 000 310, 000 311, 000	396, 500 397, 500 398, 600 399, 700	
105 106 107 108	311, 600 312, 500 313, 300 314, 100	400, 400 401, 300 402, 200 403, 100	
109	314, 800	403, 900	

	110 111 112	315, 200 315, 600 316, 100	404, 800 405, 600 406, 400		
	113 114 115 116	316, 600 317, 000 317, 500 317, 900	407, 000 407, 700 408, 400 409, 100		
	117 118 119 120	318, 400 318, 900 319, 300 319, 800	409, 700 410, 200 410, 600 411, 000		
	121 122 123 124	320, 300 320, 700 321, 200 321, 700	411, 300 411, 600 411, 900 412, 100		
	125 126 127 128	322, 300 322, 600 322, 900 323, 200	412, 300 412, 600 412, 900 413, 100		
	129 130 131	323, 400 323, 700 324, 000	413, 300 413, 600 413, 900		
	132	324, 300	414, 100		
	133 134 135 136	324, 500 324, 700 324, 900 325, 200	414, 300 414, 600 414, 900 415, 100		
	137 138 139 140	325, 500 325, 700 326, 000 326, 300	415, 300 415, 600 415, 900 416, 100		
	141 142 143 144	326, 500 326, 700 327, 000 327, 200	416, 300 416, 600 416, 900 417, 100		
	145 146 147 148	327, 500 327, 700 328, 000 328, 300	417, 300		
	149 150 151 152	328, 500 328, 700 329, 000 329, 300			
	153	329, 500			
再雇用職員		197, 700	250, 300	271, 200	284, 800

備考 (一) この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員 (校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭) に適用する。

⁽二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員 の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5(第11条関係)教育職本給表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
4以長い位力	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	1 2 3 4	円 177, 200 178, 700 180, 300 181, 800	円 193, 400 195, 500 197, 600 199, 800	円 303, 200 305, 800 308, 600 311, 000	円 408, 500 410, 000 411, 500 412, 900
	5 6 7 8	183, 400 185, 300 187, 100 189, 000	201, 900 204, 000 206, 100 208, 200	313, 300 315, 400 317, 500 319, 600	414, 200 415, 600 417, 000 418, 400
	9 10 11 12	190, 700 192, 800 194, 800 196, 800	210, 400 212, 800 215, 100 217, 300	321, 600 323, 800 326, 100 328, 400	419, 800 421, 200 422, 600 423, 900
	13 14 15 16	198, 800 200, 900 203, 000 205, 100	219, 700 221, 400 222, 900 224, 400	330, 600 332, 400 334, 200 335, 900	425, 200 426, 600 428, 000 429, 400
	17 18 19 20	207, 300 209, 400 211, 600 213, 500	226, 100 227, 400 228, 600 229, 900	337, 600 339, 600 341, 600 343, 600	430, 600 431, 900 433, 100 434, 400
	21 22 23 24	215, 700 217, 300 218, 800 220, 300	231, 600 233, 300 235, 000 236, 600	345, 600 347, 200 348, 800 350, 300	435, 500 436, 700 438, 000 439, 300
再雇用職員 以外の職員	25 26 27 28	221, 800 222, 900 224, 000 225, 200	238, 100 240, 100 242, 000 243, 900	351, 800 353, 600 355, 300 357, 000	440, 600 441, 800 442, 800 443, 900
XX/1°V/4945-5	29 30 31 32	226, 700 228, 200 229, 700 231, 200	245, 600 248, 000 250, 400 252, 800	358, 600 360, 200 361, 800 363, 300	445, 100 445, 900 446, 700 447, 600
	33 34 35 36	232, 500 234, 100 235, 800 237, 200	255, 200 257, 600 259, 900 262, 100	364, 600 366, 100 367, 600 369, 300	448, 500 449, 000 449, 500 450, 000
	37 38 39 40	238, 500 239, 900 241, 300 242, 700	264, 300 266, 500 268, 900 271, 000	371, 000 372, 500 373, 800 375, 200	450, 500
	41 42 43 44	244, 000 245, 300 246, 500 247, 800	273, 300 275, 600 277, 800 279, 900	376, 300 377, 700 379, 100 380, 600	
	45 46 47 48	249, 100 250, 400 251, 600 252, 700	282, 000 284, 200 286, 300 288, 200	382, 000 383, 600 385, 100 386, 600	
	49 50 51 52	253, 800 255, 100 256, 400 257, 400	290, 300 292, 000 293, 800 295, 500	387, 900 389, 400 390, 800 392, 100	

53	258, 500	296, 800	393, 300
54	259, 900	298, 800	394, 600
55	260, 900	300, 700	395, 700
56	261, 900	302, 700	396, 800
57	262, 900	304, 700	398, 000
58	263, 900	306, 800	399, 200
59	264, 900	309, 000	400, 400
60	265, 900	311, 200	401, 600
61	266, 800	313, 300	402, 700
62	267, 500	315, 600	403, 700
63	268, 200	317, 800	405, 000
64	268, 800	319, 900	406, 200
65	269, 500	322, 000	407, 400
66	270, 700	323, 500	408, 500
67	271, 800	325, 000	409, 600
68	272, 900	326, 500	410, 700
69	274, 200	328, 200	411, 700
70	275, 600	330, 200	412, 900
71	276, 800	332, 200	414, 100
72	278, 000	334, 100	415, 300
73	278, 800	335, 900	415, 900
74	279, 700	337, 900	416, 700
75	280, 700	339, 800	417, 400
76	281, 700	341, 700	417, 900
77	282, 600	343, 400	418, 200
78	283, 600	345, 200	418, 600
79	284, 700	346, 900	419, 000
80	285, 500	348, 600	419, 400
81	286, 300	350, 400	419, 700
82	287, 100	352, 100	420, 100
83	287, 900	353, 500	420, 500
84	288, 700	355, 100	420, 800
85	289, 600	356, 300	421, 100
86	290, 400	357, 900	421, 500
87	291, 100	359, 400	421, 900
88	291, 900	360, 900	422, 200
89	292, 800	362, 200	422, 500
90	293, 700	363, 500	422, 800
91	294, 600	364, 800	423, 100
92	295, 300	366, 200	423, 300
93	295, 600	367, 600	423, 500
94	296, 300	368, 900	
95	297, 000	370, 100	
96	297, 700	371, 200	
97	298, 400	372, 200	
98	299, 200	373, 200	
99	300, 000	374, 200	
100	300, 700	375, 100	
101	301, 400	375, 900	
102	301, 800	376, 900	
103	302, 200	377, 800	
104	302, 600	378, 700	
105	302, 800	379, 500	
106	303, 100	380, 400	
107	303, 400	381, 300	
108	303, 600	382, 200	

	109 110	303, 800 304, 000	383, 000 384, 000		
	111 112	304, 300 304, 600	384, 900 385, 800		
	113 114 115	304, 800 305, 000 305, 200	386, 400 387, 300 388, 200		
	116	305, 500	389, 100		
	117 118 119 120	305, 800 306, 000 306, 300 306, 600	389, 900 390, 600 391, 400 392, 200		
	121 122 123 124	306, 800 307, 000 307, 200 307, 500	392, 800 393, 600 394, 300 395, 000		
	125 126 127 128	307, 800	395, 600 396, 300 396, 800 397, 400		
	129 130 131 132		398, 100 398, 700 399, 200 399, 700		
	133 134 135 136		400, 000 400, 300 400, 600 400, 900		
	137 138 139 140		401, 200 401, 500 401, 800 402, 100		
	141 142 143 144		402, 400 402, 700 403, 000 403, 300		
	145 146 147 148		403, 500 403, 800 404, 100 404, 300		
	149 150 151 152		404, 500 404, 800 405, 100 405, 300		
	153 154 155 156		405, 500 405, 800 406, 100 406, 300		
五百四 呦只	157	104 000	406, 500	054 100	270 202
再雇用職員		184, 600	243, 900	254, 100	270, 300

備考 (一) この表は, 小学校, 中学校又は幼稚園に勤務する教育職員 (校(園)長, 副校(園)長, 教頭, 主幹教諭, 教諭, 養護教諭及び 栄養教諭)に適用する。

栄養教諭)に適用する。 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員 の本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6(第11条関係)医療職本給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	<u>本給月額</u> 円	<u>本給月額</u> 円
	1	167, 200	202, 800	236, 100	258, 800	287, 400	330, 400	373, 400	438, 600
	2 3	168, 600 170, 000	204, 400 205, 900	237, 400 238, 700	259, 900 261, 100	289, 200 291, 200	332, 400 334, 300	376, 000 378, 600	441, 200 443, 700
	4	171, 400	207, 300	239, 900	262, 200	293, 100	336, 200	381, 200	446, 300
	5	172, 700	208, 800	241, 100	263, 400	294, 900	338, 000	383, 500	448, 700
	6	174, 500	210, 000	242, 300	264, 600	296, 900	340,000	386, 200	451, 200
	7 8	176, 200 177, 800	211, 200 212, 400	243, 400 244, 500	265, 700 266, 700	298, 700 300, 600	342, 000 344, 000	388, 800 391, 500	453, 700 456, 200
	O	177, 000	212, 400	244, 300	200, 700	300, 000	344, 000	391, 300	430, 200
	9 10	179, 400 181, 100	213, 800 215, 300	245, 400 246, 500	267, 800 268, 500	302, 400 304, 000	345, 800 347, 900	393, 600 395, 800	458, 600 461, 000
	11	182, 700	216, 800	240, 300	269, 200	305, 500	349, 900	398, 000	463, 600
	12	184, 600	218, 300	248, 900	270, 000	307, 100	351, 900	400, 200	466, 000
	13	186, 000	219, 700	250, 200	271, 000	308, 800	353, 400	402, 200	468, 500
	14	187, 800	221, 200	251, 400	272, 000	310, 700	355, 400	404, 200	470,000
	15 16	189, 800 191, 600	222, 700 224, 200	252, 600 253, 800	273, 000 274, 100	312, 700 314, 500	357, 300 359, 300	406, 200 408, 200	471, 300 472, 600
				·				·	
	17 18	193, 500 194, 700	225, 500 226, 800	254, 600 255, 800	275, 300 276, 800	316, 300 318, 200	361, 100 363, 100	410, 000 411, 900	473, 800 475, 100
	19	196, 200	228, 200	256, 900	278, 400	320, 100	365, 100	413, 800	476, 400
	20	197, 600	229, 500	258, 000	280, 000	321, 900	367, 000	415, 600	477, 700
	21	198, 800	230, 600	259, 200	281, 500	323, 700	368, 700	417, 400	478, 900
	22 23	200, 300 201, 700	231, 700 232, 800	260, 000 260, 800	283, 100 284, 700	325, 600 327, 400	370, 700 372, 700	419, 000 420, 600	480, 300 481, 700
	24	203, 000	233, 900	261, 600	286, 300	329, 300	374, 700	422, 100	482, 900
	0.5	204 600	225 000	060 E00	207 000	221 000	276 100	400 600	404 200
	25 26	204, 600 205, 600	235, 000 236, 200	262, 500 263, 500	287, 900 289, 400	331, 000 332, 900	376, 100 377, 900	423, 600 424, 900	484, 300 485, 600
	27	206, 700	237, 400	264, 500	290, 900	334, 800	379, 700	426, 200	487, 000
再雇用職員 以外の職員	28	207, 800	238, 500	265, 500	292, 500	336, 600	381, 400	427, 500	488, 400
	29	209, 000	239, 500	266, 700	293, 800	337, 900	383, 100	428, 800	489, 800
	30 31	210, 100 211, 200	240, 800 242, 200	268, 200 269, 700	295, 300 296, 800	339, 700 341, 400	384, 600 386, 100	430, 000 431, 200	490, 900 492, 000
	32	212, 300	243, 400	271, 000	298, 300	343, 200	387, 600	432, 300	493, 100
	33	213, 700	244, 400	272, 200	299, 800	344, 900	388, 900	433, 500	494, 200
	34	215, 000	245, 700	273, 800	301, 400	346, 700	390, 200	434, 700	495, 100
	35 36	216, 300 217, 500	246, 600 247, 800	275, 300 276, 800	303, 000 304, 600	348, 500 350, 300	391, 500 392, 600	435, 900 437, 100	496, 000 496, 900
		211,000	2, 555	270,000	33., 333	550, 550	552, 555		
	37 38	218, 500 219, 500	249, 000 250, 100	278, 100 279, 500	305, 900 307, 500	351, 900 353, 600	393, 700 394, 800	438, 400 439, 200	497, 900
	39	220, 500	251, 100	280, 800	309, 000	355, 200	395, 900	439, 600	
	40	221, 500	252, 100	282, 100	310, 500	356, 800	397, 000	440, 300	
	41	222, 400	253, 000	283, 200	312, 100	358, 000	397, 800	440, 800	
	42	223, 200	253, 800	284, 600	313, 700	359, 100	398, 600	441, 200	
	43 44	224, 000 224, 900	254, 600 255, 400	286, 000 287, 300	315, 300 316, 800	360, 300 361, 500	399, 400 400, 200	441, 600 442, 000	
	45	005 000		000 000			400.000	440, 400	
	45 46	225, 800 226, 700	256, 200 257, 400	288, 600 290, 200	317, 700 319, 100	362, 500 363, 300	400, 600 401, 200	442, 400 442, 800	
	47	227, 600	258, 600	291, 700	320, 600	364, 300	401, 700	443, 200	
	48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400	402, 100	443, 500	
	49	229, 200	261, 000	294, 300	323, 600	366, 400	402, 500	443, 800	
	50 51	230, 100 231, 000	262, 300 263, 400	295, 800 297, 100	324, 900 326, 100	367, 400 368, 400	402, 800 403, 100	444, 200 444, 500	
	52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400	444, 800	
	52	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700	<i>11</i> 5 100	
	53 54	232, 100	266, 500	301, 300	329, 300	370, 100	404, 000	445, 100	
	55 56	233, 500	267, 600 268, 700	302, 700	330, 300	371, 800 372, 600	404, 300		
	อบ	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600		

	57 58 59 60	234, 800 235, 400 235, 900 236, 400	269, 400 270, 500 271, 600 272, 500	305, 000 306, 200 307, 400 308, 800	331, 700 332, 600 333, 400 334, 300	373, 100 373, 900 374, 700 375, 500	404, 900 405, 200 405, 500 405, 900		
	61 62 63 64	237, 000 237, 500 238, 000 238, 600	273, 300 274, 300 275, 200 276, 100	310, 100 311, 300 312, 500 313, 700	335, 000 335, 300 335, 800 336, 400	375, 900 376, 600 377, 300 377, 900	406, 100 406, 400 406, 700 407, 000		
	65 66 67 68	239, 100 239, 600 240, 200 240, 700	276, 900 277, 900 278, 800 279, 700	315, 000 315, 800 316, 500 317, 200	337, 000 337, 700 338, 400 339, 000	378, 300 378, 900 379, 600 380, 200	407, 200		
	69 70 71 72	241, 200 241, 700 242, 100 242, 600	280, 600 281, 600 282, 700 283, 700	317, 800 318, 500 319, 200 319, 800	339, 700 340, 200 340, 800 341, 400	380, 600 381, 100 381, 600 382, 100			
	73 74 75 76	243, 100 243, 600 244, 100 244, 600	284, 300 284, 800 285, 300 286, 100	320, 400 320, 600 321, 100 321, 600	341, 700 342, 300 342, 800 343, 300	382, 700 383, 200 383, 800 384, 400			
	77 78 79 80	244, 900 245, 200 245, 500 245, 700	286, 900 287, 500 288, 100 288, 600	322, 200 322, 700 323, 200 323, 600	343, 800 344, 300 344, 800 345, 200	384, 900 385, 400 385, 900 386, 400			
	81 82 83 84	245, 900 246, 200 246, 500 246, 700	289, 100 289, 600 290, 000 290, 300	324, 200 324, 700 325, 100 325, 600	345, 500 345, 800 346, 200 346, 500	386, 700 387, 200 387, 600 388, 000			
	85 86 87 88	246, 900	290, 500 290, 700 290, 900 291, 100	326, 100 326, 500 326, 700 327, 000	347, 000 347, 300 347, 600 347, 900	388, 400			
	89 90 91 92		291, 500 291, 700 291, 900 292, 100	327, 400 327, 800 328, 200 328, 600	348, 300 348, 600 349, 000 349, 300				
	93 94 95 96		292, 500 292, 700 292, 900 293, 200	328, 900 329, 100 329, 500 329, 800	349, 700 350, 000 350, 300 350, 600				
	97 98 99 100		293, 500 293, 700 293, 900 294, 200	330, 000 330, 300 330, 600 330, 900	350, 900 351, 300 351, 700 352, 100				
	101 102 103 104		294, 500 294, 700 294, 900 295, 200	331, 100 331, 400 331, 800 332, 000	352, 600 353, 000 353, 400 353, 800				
	105 106 107 108		295, 500	332, 200 332, 400 332, 800 333, 000	354, 300				
	109 110 111 112			333, 200 333, 600 334, 000 334, 400					
再雇用職員	113	148, 100	177, 300	334, 600 200, 700	212, 500	233, 000	244, 300	267, 000	298, 700

備考 この表は、技術職員(栄養士、学校薬剤師及び診療エックス線技師)に適用する。

別表第7(第11条関係)医療職本給表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
190500000	号俸	<u>本給月額</u> 円						
	1	183, 500	211, 000	253, 600	272, 400	293, 800	332, 800	376, 100
	2 3	184, 900 186, 400	212, 900 214, 900	255, 000 256, 500	273, 300 274, 100	295, 300 296, 900	334, 800 336, 800	378, 700 381, 400
	4	187, 800	216, 800	257, 900	274, 900	298, 500	338, 800	384, 000
	5	189, 300	218, 800	259, 100	275, 400	299, 800	340, 800	386, 200
	6 7	190, 800	220, 600	259, 900	276, 300 277, 000	301, 500	342, 900	388, 400
	8	192, 300 193, 800	222, 400 224, 100	260, 700 261, 400	277, 900	303, 100 304, 700	344, 900 346, 900	390, 700 393, 000
	9	195, 000	225, 800	262, 100	278, 800	306, 300	348, 400	394, 900
	10	196, 700	227, 200	262, 800	279, 400	307, 700	350, 400	397, 000
	11 12	198, 300 199, 800	228, 500 229, 400	263, 600 264, 300	280, 300 281, 200	308, 900 310, 200	352, 300 354, 300	399, 200 401, 400
	13 14	201, 200 203, 200	230, 800 231, 800	265, 100 266, 000	282, 100 283, 000	311, 400 313, 000	356, 200 358, 200	403, 300 405, 300
	15	205, 300	232, 800	266, 800	283, 900	314, 600	360, 200	407, 400
	16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200	409, 400
	17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100	411, 400
	18 19	211, 300 213, 400	236, 200 237, 600	269, 000 269, 800	286, 800 287, 800	319, 200 320, 700	366, 100 368, 200	413, 600 415, 800
	20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200	417, 900
	21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900	419, 800
	22	219, 000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000	421, 700
	23 24	220, 700 222, 400	243, 100 244, 500	272, 700 273, 500	292, 800 294, 000	326, 400 327, 800	376, 100 378, 100	423, 500 425, 400
	0.5							
	25 26	223, 700 225, 000	245, 700 247, 000	274, 300 275, 000	295, 100 296, 500	329, 200 330, 600	380, 000 381, 600	427, 100 428, 700
玉豆田酔 品	27 28	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400	430, 400
再雇用職員 以外の職員	20	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200	432, 000
	29 30	228, 200 229, 000	251, 100 252, 100	277, 600 278, 700	300, 300 301, 600	334, 500 336, 000	386, 900 388, 600	433, 300 434, 600
	31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500	436, 200
	32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200	437, 700
	33	231, 600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900	439, 400
	34 35	232, 800 233, 900	255, 300 256, 200	283, 800 284, 900	306, 700 308, 100	341, 900 343, 400	395, 600 397, 400	441, 000 442, 400
	36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100	443, 800
	37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700	444, 900
	38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400	446, 200
	39 40	238, 500 239, 700	259, 400 260, 300	289, 700 290, 700	313, 500 314, 900	349, 600 351, 100	404, 200 406, 000	447, 500 448, 900
	<i>A</i> 1	240. 500	260, 700	201 700	216 400	352, 300	407 500	449, 900
	41 42	240, 500	261, 500	291, 700 292, 900	316, 400 317, 800	352, 300 353, 800	407, 500 409, 000	449, 900 450, 600
	43 44	242, 500 243, 500	262, 300 263, 000	294, 100 295, 300	319, 200 320, 500	355, 300 356, 700	410, 500 411, 800	451, 400 452, 000
		·				·		
	45 46	244, 500 245, 500	263, 700 264, 400	296, 400 297, 700	321, 300 322, 700	358, 100 359, 100	412, 900 414, 000	452, 900 453, 600
	47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100	454, 400
	48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300	455, 200
	49 50	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600	455, 900
	50 51	248, 900 249, 800	267, 300 268, 000	302, 500 303, 700	328, 000 329, 300	364, 500 365, 800	418, 700 419, 900	456, 600 457, 300
	52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100	421, 000	458, 100
	53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200	458, 900
	54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200	459, 700
	55 56	253, 000 253, 800	272, 000 273, 200	309, 000 310, 200	334, 500 335, 800	370, 900 372, 100	424, 300 425, 400	460, 400 461, 100

57 58 59 60	254, 500 255, 400 256, 000 256, 800	274, 400 275, 800 277, 100 278, 400	311, 000 312, 200 313, 400 314, 800	336, 700 338, 000 339, 200 340, 500	373, 200 374, 100 375, 100 376, 000	426, 500 427, 000 427, 600 428, 000	461, 900
61 62 63 64	257, 500 258, 200 258, 900 259, 600	279, 600 280, 800 281, 900 283, 000	315, 900 317, 200 318, 400 319, 600	341, 500 342, 400 343, 500 344, 700	376, 600 377, 400 378, 200 379, 000	428, 600 429, 100 429, 500 430, 000	
65 66 67 68	260, 200 260, 900 261, 500 262, 100	284, 000 285, 200 286, 400 287, 400	320, 800 322, 100 323, 300 324, 500	345, 800 347, 000 348, 200 349, 200	379, 700 380, 400 381, 200 381, 900	430, 500 430, 900 431, 200 431, 500	
69 70 71 72	262, 700 263, 300 264, 100 264, 900	288, 400 289, 800 291, 100 292, 300	325, 200 326, 300 327, 400 328, 300	350, 200 351, 200 352, 300 353, 400	382, 500 383, 100 383, 800 384, 400	431, 900	
73 74 75 76	266, 100 267, 200 268, 200 269, 200	293, 300 294, 600 295, 800 297, 000	329, 400 330, 100 331, 200 332, 300	354, 200 355, 300 356, 400 357, 400	385, 100 385, 600 386, 200 386, 700		
77 78 79 80	270, 100 271, 000 271, 900 272, 800	298, 300 299, 500 300, 700 301, 900	333, 400 334, 600 335, 700 336, 800	358, 100 358, 900 359, 700 360, 400	387, 100 387, 700 388, 200 388, 500		
81 82 83 84	273, 600 274, 500 275, 400 276, 000	302, 400 303, 600 304, 700 305, 800	337, 900 339, 000 340, 000 341, 100	361, 000 361, 500 362, 100 362, 600	388, 800 389, 300 389, 700 390, 000		
85 86 87 88	276, 700 277, 400 278, 100 278, 800	306, 900 308, 100 309, 300 310, 400	342, 000 343, 000 343, 900 344, 900	363, 200 363, 700 364, 300 364, 800	390, 300 390, 800 391, 300 391, 700		
89 90 91 92	279, 600 280, 400 281, 200 282, 000	311, 500 312, 700 313, 900 315, 000	345, 800 346, 600 347, 400 348, 200	365, 200 365, 600 366, 200 366, 700	392, 000 392, 400 392, 900 393, 300		
93 94 95 96	282, 800 283, 800 284, 700 285, 600	315, 800 316, 500 317, 200 317, 800	348, 800 349, 400 350, 100 350, 700	367, 000 367, 500 367, 900 368, 200	393, 700		
97 98 99 100	286, 200 286, 800 287, 400 288, 300	318, 300 318, 600 319, 200 319, 800	351, 100 351, 500 352, 000 352, 400	368, 800 369, 300 369, 800 370, 300			
101 102 103 104	289, 100 289, 900 290, 700 291, 500	320, 200 320, 800 321, 400 321, 900	352, 900 353, 300 353, 800 354, 200	370, 900 371, 400 371, 900 372, 300			
105 106 107 108	292, 100 292, 600 293, 100 293, 500	322, 300 322, 800 323, 300 323, 800	354, 500 355, 000 355, 400 355, 700	372, 900 373, 400 373, 900 374, 400			
109 110 111 112	293, 700 294, 000 294, 200 294, 500	324, 200 324, 600 324, 900 325, 200	356, 200 356, 700 357, 200 357, 700	375, 000 375, 400 375, 900 376, 400			
113 114 115	294, 800 295, 000 295, 300	325, 500 325, 900 326, 300	358, 200 358, 700 359, 200	377, 000			

再雇用職員	103	186, 900	203, 100	218, 100	226, 200	236, 200	259, 100	277, 100
	167 168 169	310, 900 311, 200 311, 600						
	165 166	310, 300 310, 600						
	161 162 163 164	309, 000 309, 300 309, 600 309, 900						
	159 160	308, 300 308, 600						
	157 158	307, 700 308, 000						
	153 154 155 156	306, 700 306, 900 307, 100 307, 400	338, 600					
	149 150 151 152	305, 500 305, 700 306, 000 306, 300	337, 100 337, 500 337, 900 338, 300					
	145 146 147 148	304, 400 304, 600 304, 900 305, 300	335, 600 336, 000 336, 400 336, 800					
	141 142 143 144	303, 100 303, 500 303, 900 304, 200	334, 200 334, 600 334, 900 335, 300					
	137 138 139 140	301, 900 302, 200 302, 600 302, 900	332, 700 333, 100 333, 500 333, 900					
	133 134 135 136	300, 700 301, 000 301, 400 301, 700	331, 200 331, 600 332, 000 332, 400					
	129 130 131 132	299, 400 299, 700 300, 100 300, 500	330, 100 330, 300 330, 700 330, 900					
	125 126 127 128	298, 300 298, 500 298, 800 299, 200	329, 000 329, 300 329, 700 329, 900	363, 600				
	121 122 123 124	297, 000 297, 400 297, 700 298, 100	327, 900 328, 200 328, 500 328, 800	361, 800 362, 300 362, 800 363, 300				
	117 118 119 120	295, 800 296, 100 296, 400 296, 700	326, 800 327, 100 327, 500 327, 700	360, 000 360, 400 360, 900 361, 400				
	116	295, 500	326, 600	359, 600				